

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

監査をしていなかったとされた監査役—日本フォームサービス会計不正事件

2019年12月6日、証券取引等監視委員会は「日本フォームサービス（収納ラック等製造・介護事業等、JASDAQ 上場）における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」を発表した。これを受けて金融庁は、2020年1月30日、同社に対して、2,400万円の課徴金納付を命じた。

監視委員会の指摘は、先ず、同社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上（注1）及び固定資産の減損処理の先送り（注2）等会計不正を指摘した後に、いままでの監視委員会の勧告に見られなかった項目—企業情報、提出会社の状況やコーポレートガバナンスの状況等において、実態と異なる記載内容になっていると指摘した。

尚、同社は2019年3月以降、外部から過去の決算における問題点が指摘され、2019年4月5日に第三者委員会を設置、同年6月21日報告書が提出・公表されていた。

（注1）仕入除外 特定の子会社からの仕入れに関する会計システム上のデータを事後的に削除した。この結果、放置すれば、買掛金残高が減少するので、これを補うために、建物および棚卸資産を使用して、買掛金の積み増しを行い、資産計上後すぐに、減損及び棚卸資産処分損を計上した。（2019年6月21日第三者委員会報告書）

（注2）減損処理の先送り 不動産の評価は鑑定評価書等による時価情報に基づくべきものであるが、同社は2006年に鑑定評価書を入手して以来、2019年3月まで入手せず、不十分な情報のもとで、固定資産の減損判定を行ってきた。

また、函物及び機械設備関連事業の営業損益やキャッシュフローは実態として赤字であるにもかかわらず、粉飾された数値をもとに、減損の兆候は見られないとして減損処理を先延ばしにしてきた。

実態と異なる記載の具体的な内容を見てみよう。「監視」とあるのは証券取引等監視委員会の指摘、「第三者」とあるのは第三者委員会の指摘である。

1. 取締役会について

監視：「取締役会は原則月1回定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し、対策を検討しております」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。

第三者：社長一人への権限集中。同社株式の38.7%、親族を含めると67.7%を保有、ワンマン社長。

社長ミーティング（毎週月曜開催。取締役全員3名と介護事業部長、総務部部長代理乙、経営企画室室長丙が出席）や経営会議（隔週土曜日開催。取締役全員3名、常勤監査役1名、各事業部の部課長、工場長、子会社2社の代表取締役など参加）では社長は反対意見に耳を傾けることが少なかった。

開催されていない取締役会議事録は、総務部長代理の乙が、社長ミーティング等で討議された事項や前年の取締役会議事録を参考に作成した。取締役と常勤監査役はこうして作られた取締役会議事録に自ら押印し、社外監査役2名は、乙が保管している社外監査役名の印鑑を押印していた。

社長は、社長ミーティングや経営会議が実質的な取締役会と認識していた、と述べている。

2. 監査役の監査について

監視：当社の監査役は、「取締役会をはじめ、経営会議、開発会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行について厳正な監査を行っております」と記載していたが、常勤監査役は、これらの会議に出席してはいるものの、取締役の業務執行に関して何ら監査していないなど、当社の監査役は厳正な監査を行っていなかった。

第三者：監査役らは、年間3回開催される取締役会には、2、3回出席していたが格別の発言はしていなかった。

常勤監査役は、経営会議の情報を社外監査役と共有することはなかった。会計操作の一端が経営会議席上やりとりされたことがあったが常勤監査役は事実を確認しないまま放置し、社外監査役には何も伝えていなかった。

監査計画や職務の分担を決めることなく、監査役監査規程に定められた聴取、閲覧等は何もしていない。内部監査との連携もなかった。なにせ、監査役会は開催されていなかった。

監査報告書は何と総務部長代理乙が作成し、これを常勤監査役が了承して押印していた。

3. 内部統制システムの監査について

(1) **監視：**同社が実施している内部統制システムの内容について「コンプライアンス担当取締役を任命し、内部監査室を設け全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員教育を行う。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り会及び監査役に報告されるものとする」と記載していたが、当社は、コンプライアンス担当取締役を任命したことはなく、また、内部監査室も業務分掌規程で規定したのみで実体がなかった。

第三者：コンプライアンス委員会は、1年に2回開催するとの社内規程があるが、実際に開催されることはなかった。コンプライアンス委員長は常務取締役総務部長と定めているが、常務取締役総務部長が退任した後は、空席のままであった。

内部監査室は、総務部長を監査責任者として総務部が担当すると定められていたが、2014年以降、総務部長は空席のまま、部長代理の乙が総務部を取り仕切っていたが、内部監査を実施したことがなかったのみならず、社長の指示を受けて、自ら積極的に会計操作を行っていた。

(2) **監視：**同社が実施している内部統制システムの内容について「監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする」と記載していたが、当社監査役は、会計監査人との間で意見交換を行ったことがなかった。

第三者：3項の会計監査人との連携に記載した通り、決算においてさえも会計監査人との情報交換はしていない。

(3) **監視：**同社が実施している内部統制システムの内容について「当社は、子会社の内部統制を担当する部署を総務部とし、他の事業部と連携し子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導・支援を実施する」と記載していたが、同社は、これらの施策や指導・支援を行っておらず、また、「総務部は子会社の内部統制の状況について、年2回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。」と記載していたが、内部統制の状況について取締役会に報告していなかった。

4. 会計監査人との連携

監視：同社監査役は、「会計監査人との連携を図るために、決算期並びに必要な都度ミーティングを行い、現状の監査状況及び業務執行に対して意見交換を行っております」と記載していたが、会計監査人との間で意見交換を行ったことがなかった。

第三者：同社では、会計監査人と監査役は意識して接触を持とうとしておらず、決算においても会計監査人との情報交換はしていない。

追記一事件の経過

2019年6月の第三者委員会の報告書を受けて、同年9月26日の臨時株主総会において、取締役及び監査役全員が退任し、新たに取締役4名、監査役3名が選出された。

同年11月13日には、退任した6名の取締役及び監査役に対して、役員報酬の一部返還

と役員退職慰労金の不支給を決議した。

2019年8月8日、東京証券取引所は同社を特設注意市場銘柄に指定し、併せて上場契約違約金の徴求(2,000万円)を行った。

2020年1月30日、証券取引等監視委員会の勧告を受けて、金融庁は同社に対して、2,400万円の課徴金納付を命じた。

私のコメント

毎月取締役会を開催していると有価証券報告書に記載しておきながら、実は年にたったの3回しか開催されず、開催されていない取締役会の議事録は、総務部長代理が、社長ミーティングや前年の取締役会の事例を参考に作り上げたという。その議事録を常勤監査役が押印し、社外監査役は、自ら押印せず、総務部部長代理が、保管している監査役名の印鑑を使って押印するなどをはじめ、監査役が何も監査していない実態が明らかにされた。

「これはひどい」と思う。しかし、これほどひどくはなくとも、皆さんの会社で同じような手抜き監査をやっていないだろうか。

例えば、取締役会の議事録について、執行側の作成した議事録をそのまま鵜呑みにしていないか。監査役の発言を正しく記載しているのかをチェックし、されていない場合は記載するよう直させているか。

また、会計監査人に監査役はここを疑問に思っている、調べて欲しいなど伝えているか、

連携するといっても、監査法人からただ報告を受けるだけではないのか。

さらに、内部統制監査の結果について、明らかになった問題点を、取締役会に報告しているか。

コンプライアンス委員会は、形だけで何も機能していないのではないか。

日本フォームの事例は決して、他人事ではない。あれやっています、これやっていますといっても形ばかり整っていても実態は何もない、という事例は多い。

一度、皆さんの会社でも総点検してみても如何だろうか。